

# 地域金融行政について

金融庁監督局銀行第二課

# 地域金融行政について

---

地域力創造推進会議

金融庁  
令和7年

# 1. スタートアップ育成5か年計画

# スタートアップ育成5か年計画（2022年11月28日）

## 【地域金融関連（抜粋）】

### 5. 第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

#### （13）経営者の個人保証を不要にする制度の見直し

- 起業関心層が考える失敗時のリスクとして、77%が「借金や個人保証を抱えること」と回答している。事実、現在、創業時に、信用保証付き融資を含め、民間金融機関から借り入れを行う際、47%の経営者は個人保証を付与している。
- 新しく、スタートアップの創業から5年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設する。このための信用保証協会への損失補償等として120億円を措置する。
- また、日本政策金融公庫が行う貸付けに、スタートアップの創業から5年以内について経営者保証を求めない貸付け要件を設定する。また、キャッシュフローが不足するスタートアップや、一時的に財務状況が悪化した中小企業に対する資本性ローンの継続を図る。これらのため、公庫への出資追加等を行う。
- あわせて、**関係省庁において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめる。**

#### （20）事業成長担保権の創設

- 有形資産を多く持たないスタートアップ等が最適な方法で成長資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効である。
- そのため、**スタートアップ等が、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設**するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

#### （22）銀行等によるスタートアップへの融資促進

- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、金融行政方針等に基づく銀行等へのモニタリングの中で、**ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。**
- 通常は銀行法にて銀行から事業会社への5%を超える出資は禁止されているが、**2021年に銀行法を改正し、設立から10年以内のスタートアップに対して出資する場合には5%超の出資を認める例外措置について拡充**を行った。今後、**十分な周知活動を行うとともに、実施状況についてフォローアップを行い、銀行に対して積極的なスタートアップへの出資を促す。**
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資を促進する。

#### （23）社会的起業のエコシステムの整備とインパクト投資の推進

- インパクト投資の拡大に向けて**基本的指針を取りまとめ、インパクト投資の普及を促す。**

#### （26）地方におけるスタートアップ創出の強化

- 地域金融機関による地域のスタートアップへの投資促進、**大企業と地域のスタートアップを含む中堅・中小企業との人材マッチングの推進**等を通じ、地域金融機関によるスタートアップへの積極支援を行う。

## 2. 経営者保証・企業価値担保権

# 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

## 1. 概要

「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」は金融関係者、中小企業団体、専門家等の研究会（事務局：全銀協・日商）にて策定された業界の自主ガイドライン（法的拘束力なし）であり、平成26年2月から適用開始となっている。

## 2. 経営者保証徴求時の対応

ガイドラインには、中小企業者が以下のような要件を将来に亘って充足すると見込まれるときは、金融機関が**経営者保証を求めない可能性**や、**代替的な融資手法を活用する可能性を検討する**旨が規定されている。

### ① 法人個人の一体性の解消

- 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金の流出の防止
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人所有とすること 等

### ② 財務基盤の強化

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績はやや不安定だが、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢ではないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合 等

### ③ 財務状況の適時適切な情報開示

- 本決算の報告のほか試算表、資金繰り表等の定期的な開示 等

## 3. 保証債務の整理

法的個人破産手続きに依らずに保証債務を整理する手続きや、その際の保証人の残余財産・弁済額の範囲について規定。

※本ガイドラインによる保証債務整理は、信用情報機関に報告・登録されない。

# 「経営者保証改革プログラム」における金融庁の取組

- **監督指針の改正を行い**、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、**安易な個人保証に依存した融資を抑制**するとともに、**事業者・保証人の納得感を向上させる**。

## (1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

### 主な施策

- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、**事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める**。【23年4月～】
  - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
  - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
- ② ①の結果等を記録した**件数を金融庁に報告することを求める**。【23年9月期 実績報告分より】  
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」= **100%を目指す**。
- ③ 金融庁に**経営者保証専用相談窓口を設置**し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
- ④ 状況に応じて、**金融機関に対して特別ヒアリングを実施**。

## (2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

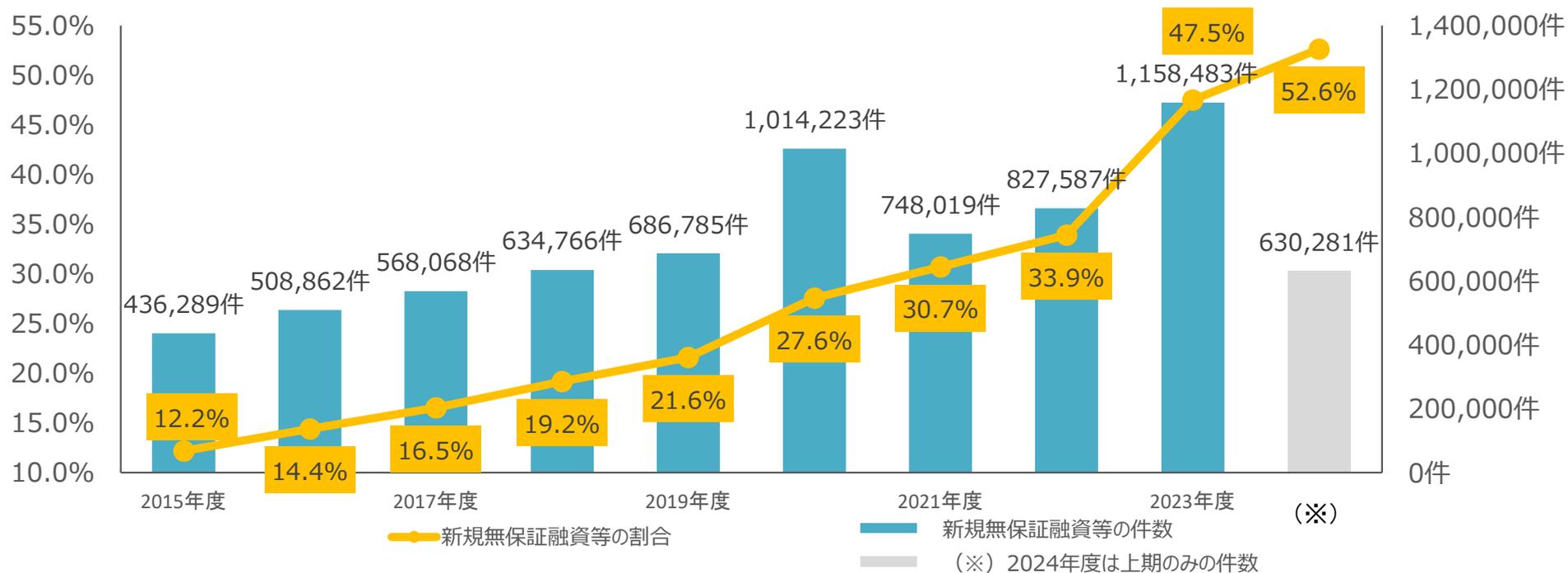
### 主な施策

- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための**取組方針**」を**経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請**。
- ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
- ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

# 「経営者保証改革プログラム」の進捗状況 -経営者保証に関するガイドラインの活用実績-

- 経営者保証改革プログラムに基づき、金融機関が個人保証を徴求する際の手続きを厳格化した改正監督指針は、2023年4月から適用開始。
- 2024年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績に係る新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合は、**民間金融機関全体で52.6%であり、昨年度通期の実績と比較して+5.1%ptと着実に伸び、過半に達した。**

## 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合の推移



(注1) 2024年度上期の新規融資件数に占める「新規無保証融資等の件数」と「有保証で適切な説明を行い記録した件数」との合計の割合は98.8%。

(注2) 2024年度上期の法人に対する新規融資件数に占める「法人に無保証で融資した件数」の割合は46.5%。

# 事業性融資の推進等に関する法律の概要

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。

## 基本理念・国の責務

### ■ 事業性融資の推進に関する基本理念

事業者と金融機関等の緊密な連携の下、事業の継続及び発展に必要な資金の調達等の円滑化を図る。

- 国は、その基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有する。

## 事業性融資推進本部の設置

- 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、金融庁に事業性融資推進本部(本部長:金融担当大臣)を設置する。
- 本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣等とする。
- 事業性融資の推進に関する基本方針を定める。

## 企業価値担保権の創設

- 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)を創設する。
- 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、経営者保証の利用を制限する。
- 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の適切な活用を確保するため、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。
- 担保権実行時には、企業価値を損うことがないよう、事業継続に不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。

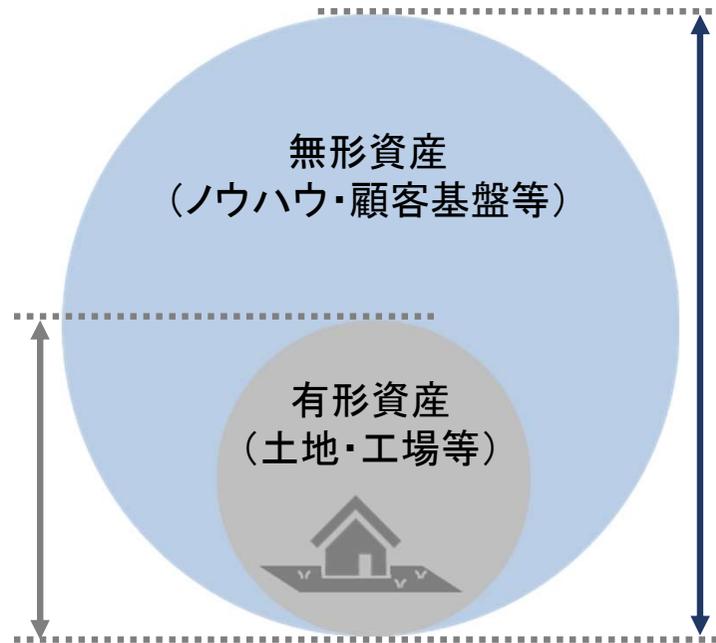
## 認定事業性融資推進支援機関制度の導入

- 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関の認定制度を導入する。

# 企業価値担保権の活用による事業性融資の推進

## 現状の担保権を活用する場合

有形資産を担保として認識  
⇒ 事業を評価して行う融資は無担保となる



## 企業価値担保権を活用する場合

ノウハウ、顧客基盤等の  
無形資産も  
担保として認識可能  
⇒ 事業を評価して行う融資は  
事業価値により担保される

有形資産に乏しい事業者(スタートアップ等)は  
十分な融資を受けることが難しいおそれ

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値  
として評価され、融資が判断される  
(事業性融資の推進につながる)

事業に対する貸し手の関心が限定的で、  
経営改善支援が遅れるおそれ

事業に対する貸し手の関心が高まり、  
タイムリーな経営改善支援が期待される  
(融資実務の改善)

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることを期待される

# 2024事務年度 金融行政方針（抄）

- ◆ 「事業性融資推進プロジェクトチーム」を中心に、「事業性融資の推進等に関する法律」の施行に向け環境整備を進める。

## II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

### 1. 業態横断的な課題への対応

#### （3）事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

##### ② 事業性融資の推進

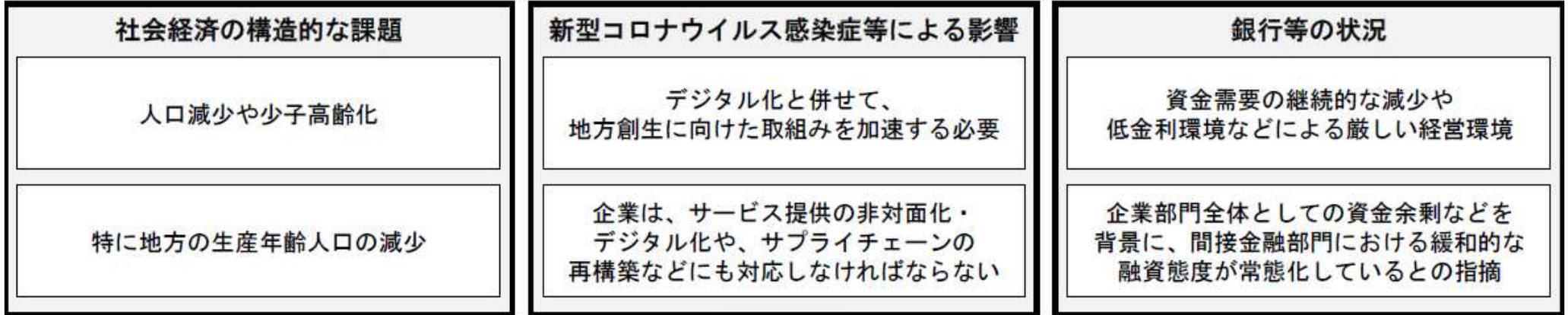
金融機関による事業性融資への取組を促す施策の一つとして、企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」（以下「事業性融資推進法」）が2024年6月に成立した。今後は、当該法制を円滑に施行することはもちろんのこと、同法の成立を契機とし、金融機関が企業価値担保権の活用も1つの選択肢として、事業性融資を自らの収益基盤の強化に確実につなげることが重要となる。こうした事業性融資の更なる進展に向け、2024年7月、金融庁の関連する部局を横断する「事業性融資推進プロジェクト・チーム（以下「事業性融資推進PT」）」を発足させた。

今後、当該PTを中心として、事業性融資推進法に関する政府令等の整備や企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組むとともに、企業価値担保権の活用が想定される融資事例、融資事例に応じた与信審査・期中管理のあり方、担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題について関係する業界団体も交え議論を行い、2026年春頃の制度の施行を目指し、環境整備を進める。

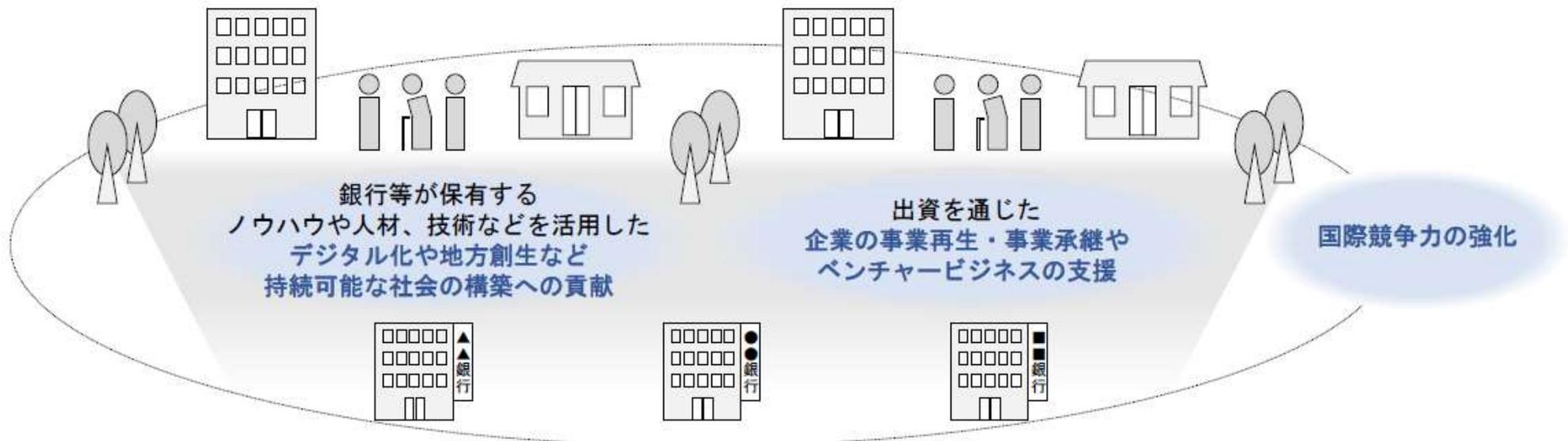
### **3. 銀行等の業務範囲・出資規制の見直し**

# 背景

- 銀行等は、ポストコロナの日本経済の回復・再生を支える「要」として、重要な役割を果たすことが求められている。このため、社会経済において期待される役割を果たそうとする銀行等の取組みを後押しする観点などから、業務範囲規制や出資規制などを見直す。



銀行等が  
社会経済において期待される役割を十分に果たすことができるようにする必要



# 金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取り組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

## 金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

## 銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**  
(職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行(本体)は68行(令和5年1月1日時点)。)

## 「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

## 銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限(5%ルール)の緩和を実施。**

## デジタル化や地方創生などに資する業務の追加：銀行法等改正（令和3年5月公布、11月施行）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、**銀行の①子会社・兄弟会社(銀行業高度化等会社)、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を実施。**

# 令和3年銀行法等改正の概要 -業務範囲規制の見直し-

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加するなどの措置を講ずる。

## ① 銀行の子会社・兄弟会社

【現行】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など

### ◆他業認可

フィンテック

地域商社  
(在庫保有、製造・加工原則なし)

(実例)

### 従属業務会社【収入依存度規制の法令上の厳格な数値基準】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

【改正後】

銀行業高度化等会社【収入依存度規制なし】

デジタル など + 地方創生 などの 持続可能な社会の構築

【改正銀行法第16条の2第1項第15号等】

### ◆他業認可

- ・ 個別列挙なし（銀行の創意工夫次第で幅広い業務を営むことが可能）
- ・ 認可を条件にすべての従属業務を収入依存度規制なしに営むことが可能（明確化）

### ◆通常の子会社・兄弟会社認可

フィンテック

地域商社  
(在庫保有、製造・加工原則なし)

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る  
特例子会社

地域と連携した成年後見

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

※ 財務健全性・ガバナンスが一定以上であることについて認定を受けたグループが銀行の兄弟会社において営む場合は個別認可不要（届出制）【改正銀行法第52条の23の2第6項～第8項等】

### 従属業務会社【法令上の数値基準を削除（必要に応じガイドラインに考え方を示す）】

印刷・製本

自動車運行・保守点検

など

## ② 銀行本体

業務に、銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を追加する【改正銀行法第10条第2項第21号等】

自行アプリや  
ITシステムの販売

データ分析・  
マーケティング・広告

登録型人材派遣

幅広い  
コンサル・マッチング

※ 内閣府令において個別列挙（実施状況などを踏まえ追加）

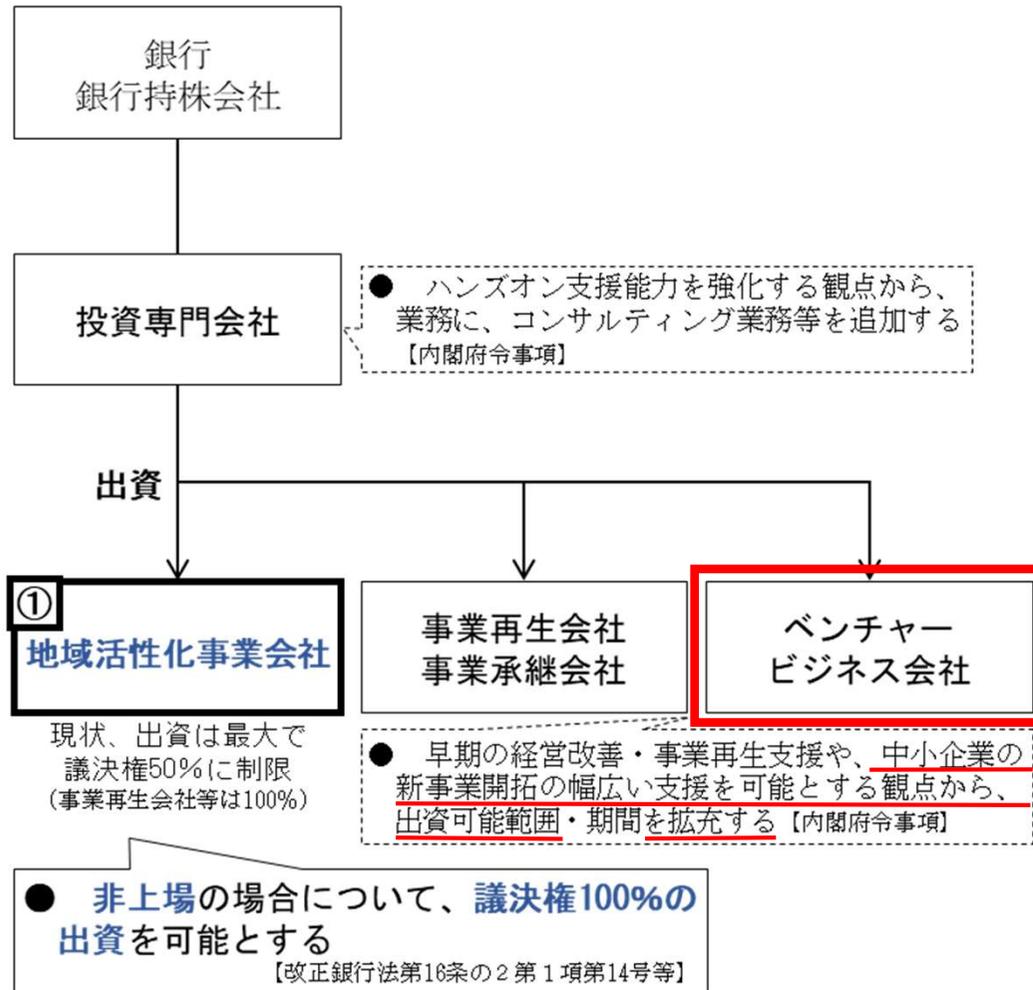
※ このほか、銀行持株会社が営むことができる「グループ会社に共通・重複する業務」に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）等

※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社、金融商品取引業者などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

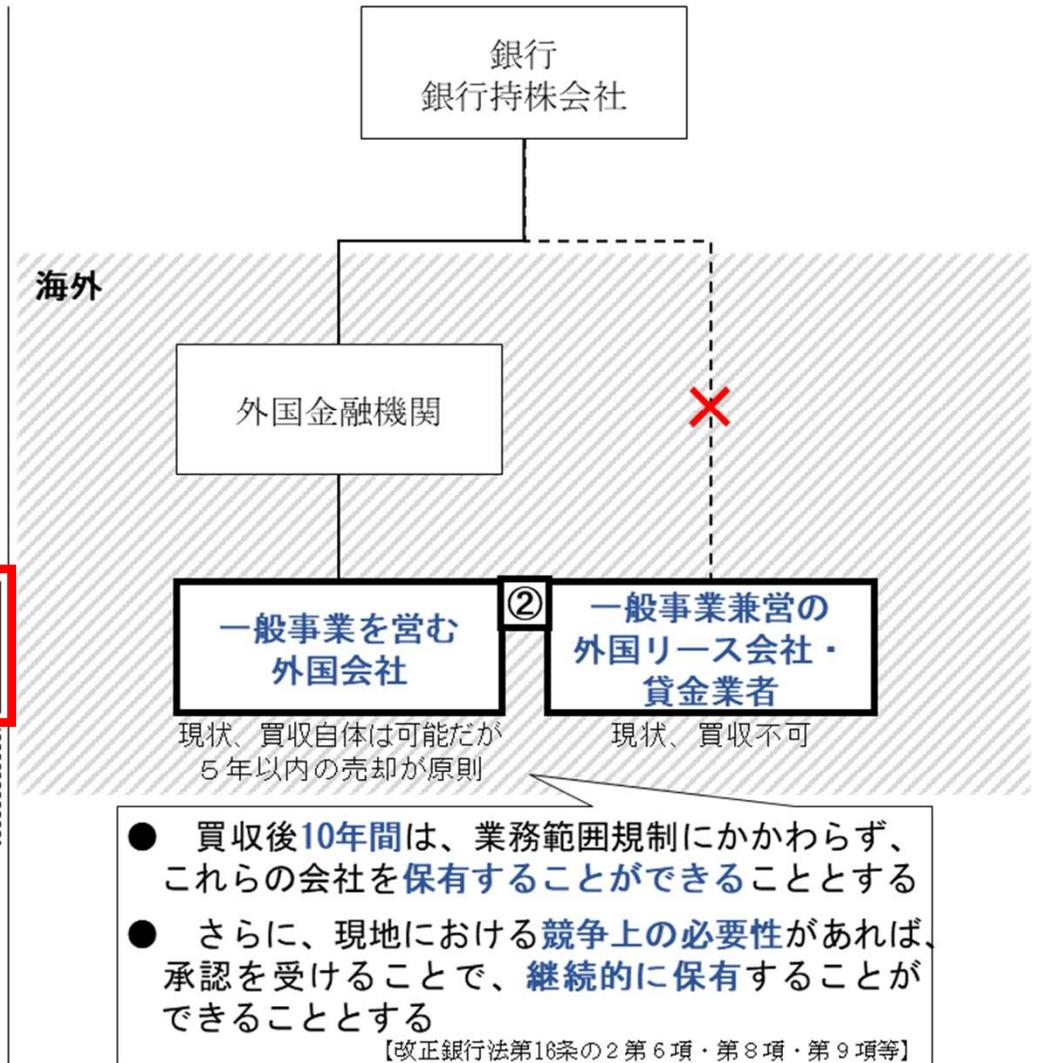
# 令和3年銀行法等改正の概要 - 出資規制 / 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲の見直し -

- 銀行が、出資を通じて地域の「面的再生」などを幅広く支援することができるよう、非上場の地域活性化事業会社に対する議決権100%の出資を可能とするなどの措置を講ずる。
- 併せて、国際競争力強化の観点から、銀行が買収した外国子会社・外国兄弟会社について、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする。

## 出資規制



## 外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲



※ 信用金庫・信用協同組合、保険会社などについても、それぞれの特性や制度に応じて同趣旨の改正を行う

# 地域金融機関におけるスタートアップ支援の取組事例

## ① 情報交流拠点開設

- 情報交流拠点となる**コワーキングスペース（インキュベーション施設）**を開設し、**地元のスタートアップコミュニティを育成**
- 地元の自治体・大学・支援機関等と連携し、**ワンストップで起業支援するプラットフォーム拠点**を開設

## ② 地元企業とのマッチング・スタートアップ発掘&支援

- **首都圏を中心とした優良スタートアップと地元企業とのマッチングイベント**を通じて、**オープンイノベーション**を創出
- **大学等の研究シーズを発掘**し、事業化から成長に至るまでを、**外部事業者と連携して一気通貫で伴走支援**（アクセラレーションプログラム）
- **ビジネスコンテストを開催**し、受賞者には投資専門子会社による出資を含めた銀行グループ全体で支援

## ③ スタートアップへの資金供給（エクイティ・デット等）

- **ベンチャーファンドに対する、投資専門子会社によるGP出資及び銀行本体によるLP出資**
  - 多数の地元大学と広域連携し、大学発ベンチャーを積極的に支援
- **ベンチャーデット**（スタートアップに特化した融資制度）
- 自治体・大学・地元企業等と連携した**公募型助成金制度**による支援

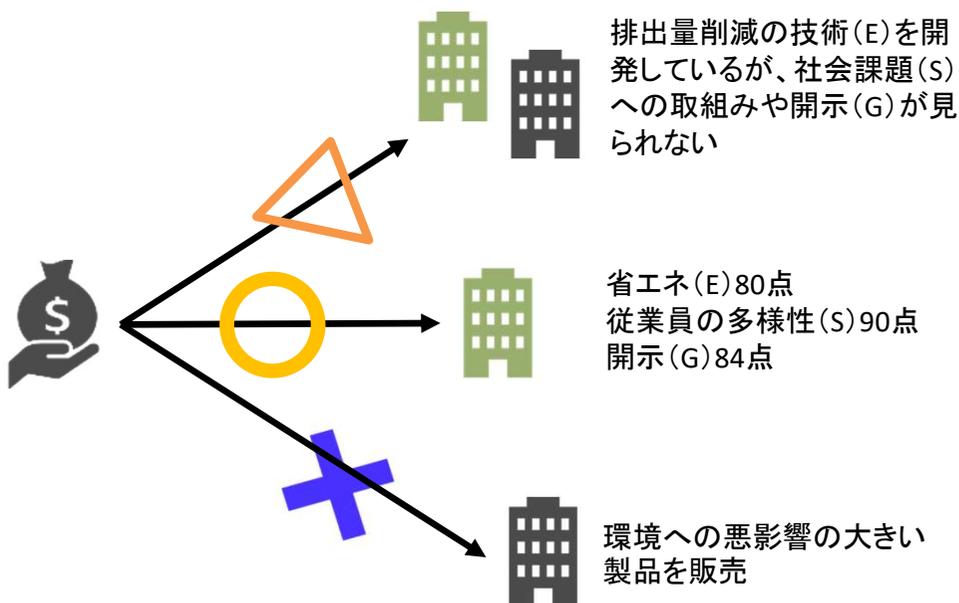
## 4. インパクト投資

# インパクト投資の概要

- ❑ 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。
- ❑ 社会・環境課題への対応は、従来、事業の成長性・収益性と「トレードオフ」の関係にあると理解されることが多かったが、近年、**両者は相互に補完・強化し、両立する好循環を創出し得るとの理解**に立って、**課題解決と事業成長に資する技術・事業の変革等**に取り組む多様な企業が見られる。
- ❑ **「一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を企図する」インパクト投資**は、「**投資先と投資効果を個別に特定・コミット**」する点が特徴であり、**好循環を実現させる事業上の変革等を促す**観点から、国際的にも推進の重要性が指摘されている。

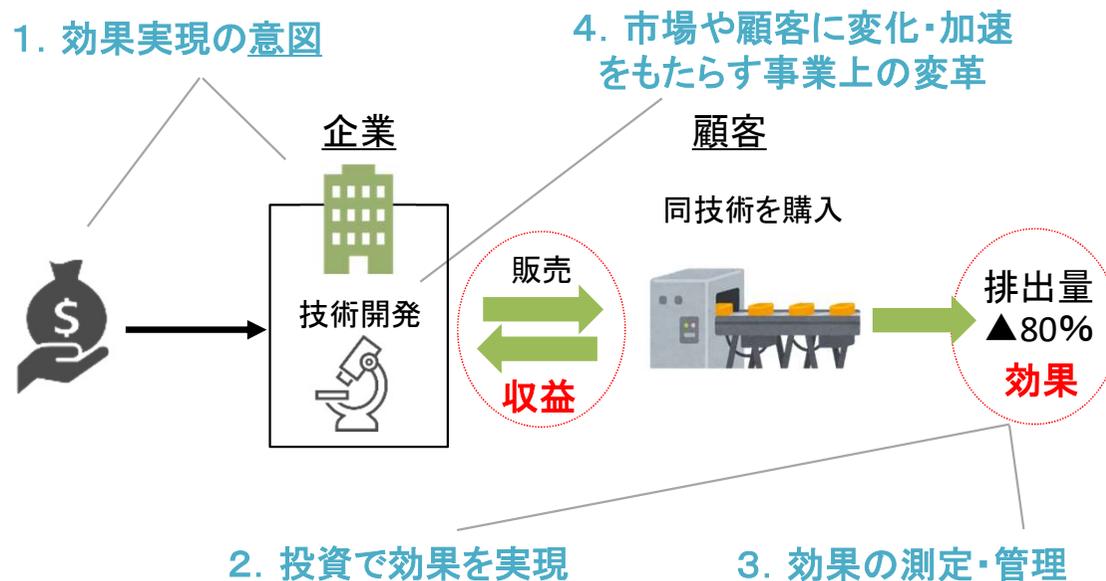
## 一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は特定業種等を投資先から除外



## インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資



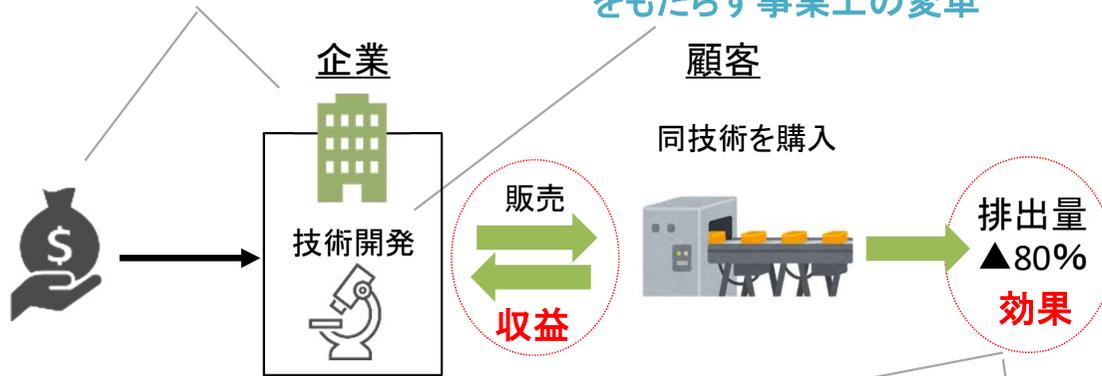
# インパクト投資の概要

- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、**課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援を通じ、課題対応に止まらず、これを通じた事業成長・地域経済の長期的な発展に取り組む目線も重要ではないか。**
- 例えば、**一定の投資収益確保を図りつつ、社会・環境的効果の実現を企図する「インパクト投資」**など、サステナビリティの課題に着目しつつ事業の成長を図る広範な取組みも見られつつあるところ。

## インパクト投資

投資により実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する**技術革新等を進める企業に投資**

### 1. 効果実現の意図



### 2. 投資で効果を実現

### 3. 効果の測定・管理

(課題解決と事業成長を図る技術・事業の革新等に取り組む企業の種類の例)



ユニコーン

企業評価額が10億米ドル超である創業10年以内の未上場企業等



ゼブラ

持続可能な成長と社会・環境面での持続性の両立を図る地域創業企業等



第二創業

事業承継を契機に、新事業・新分野への進出を図る企業等

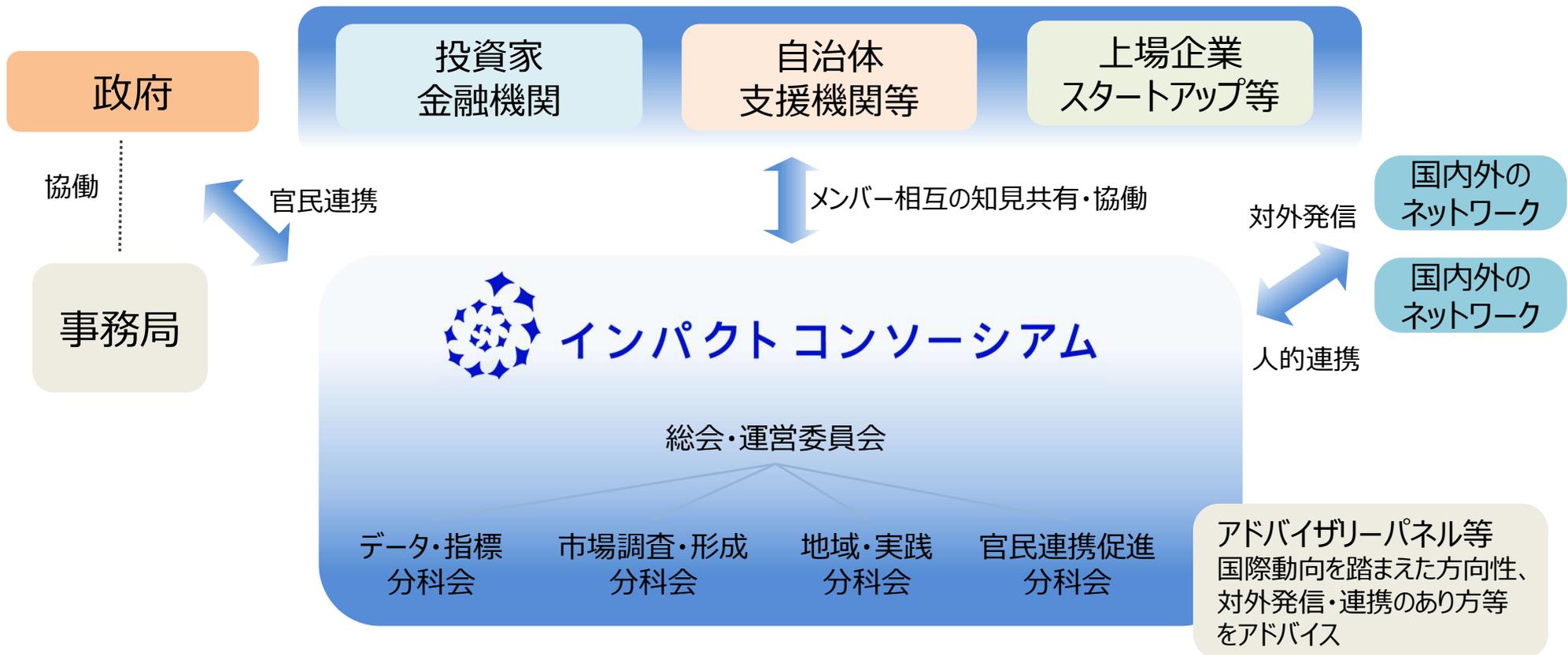


伝統企業

新たな市場獲得等につながる様々な事業革新を図る既存・伝統企業等

# インパクトコンソーシアムについて

- **インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（24年11月末で計387法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、**参加者の自主的な課題設定・議論**を旨とし、**投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信**を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む**対外メッセージの発信**等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、インパクト評価を企業価値向上につなげる企業戦略等のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



## 概要

- 地域には、潜在的に活用し得る様々な環境・社会的又は人的資源が存在。こうした資源を活用しつつ地域発で**環境・社会課題に対応し、経済・社会基盤の強化を実現**していく取組みへの期待は高い。
- 実際に、足許、規模や業種、求める社会・環境的效果や収益水準、成長速度等多様な企業によるインパクトの創出例が見られつつある一方、**地域からインパクトの実現**を通じて事業の成長・持続可能性等を実現するには**様々な経営・資本戦略等のノウハウが必要**で、取組みの**実践は決して容易でない**と考えられる。
- このため、まずは多様な取組みの浸透・拡大を図るよう、**社会・環境課題の解決の視点を取り入れた地域の価値創造等の取組可能性が多岐にわたる点が理解し易い、関心喚起型の議論・取組みが重要**。課題意識を持ち易い多様な発信を行い、機運醸成とネットワーク構築を支援し、地域への人材・資金の流れを強化していくことで、**環境・社会課題の解決と成長が、様々な工夫の下で相互に補完・強化する好循環の地域発での実現**を目指していく。

## 主な議論内容

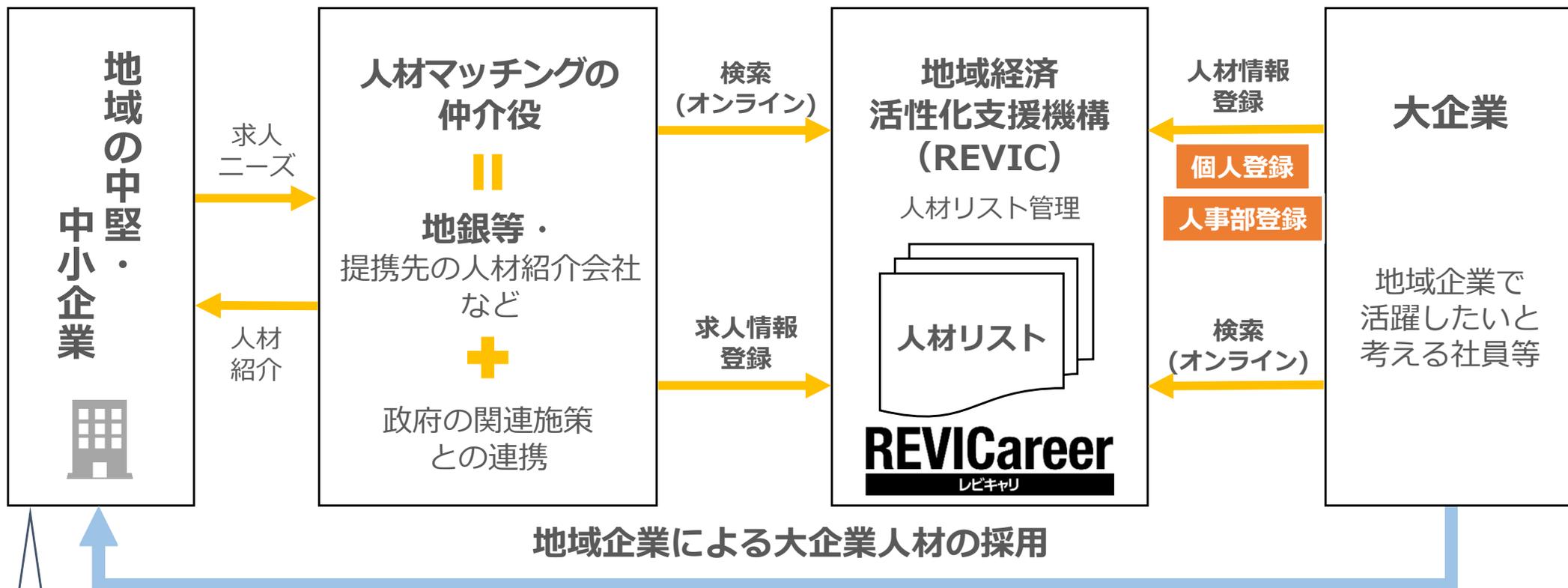
- ✓ **【地域課題とインパクトの概論】**  
インパクトスタートアップやゼブラ企業が捉える地域の社会課題と、インパクト拡大のための資金・人材面等の課題等
- ✓ **【地域企業のインパクトビジネス最前線】**  
インパクトとの関連性が見えにくい老舗企業や中堅企業が捉える地域の社会課題と、事業を通して取り組む意義
- ✓ **【地域内の関係者によるインパクトの創出支援】**  
地域VCや地域金融機関等が、地域発のインパクト創出を支援する際の創出意工夫や課題等
- ✓ **【地域外の関係者との連携によるインパクトの創出】**  
地域外のVCや大手企業等が、地域のステークホルダーと連携し、地域事業を支援する際の意義や留意点等

## 5. 人材マッチング事業

# 地域企業経営人材マッチング促進事業

- ◆ 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。
- ◆ 金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
  - ✓ 中堅クラスの兼業・副業、出向 ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
  - ✓ シニア世代の方の転籍 ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

## 事業スキーム



○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

# REVICarrer登録地域金融機関

147機関

地域銀行 96

信用金庫 46

信用組合 5

(令和6年12月31日時点)

(注) 業務提携する有料職業紹介事業者と連携した登録を含む。

## 中国

鳥取	鳥取銀行
島根	山陰合同銀行 ※ 島根銀行
岡山	中国銀行 ※ トマト銀行 玉島信用金庫
広島	広島銀行 ※ もみじ銀行 ※ 広島信用金庫 呉信用金庫 しまなみ信用金庫
山口	山口銀行 ※ 西京銀行

## 近畿

滋賀	滋賀銀行
京都	京都銀行 ※ 京都信用金庫 京都中央信用金庫 ※
大阪	関西みらい銀行 池田泉州銀行 大阪信用金庫 大阪シティ信用金庫 北おおさか信用金庫 ※
兵庫	但馬銀行 みなと銀行 播州信用金庫 兵庫信用金庫
奈良	南都銀行 ※
和歌山	紀陽銀行

## 北陸

富山	北陸銀行 富山銀行 富山第一銀行 高岡信用金庫
石川	北國銀行 ※
福井	福井銀行 ※ 福邦銀行 ※

## 関東・甲信越

群馬	群馬銀行 ※ 東和銀行 高崎信用金庫 桐生信用金庫 しなのめ信用金庫
栃木	足利銀行 栃木銀行
茨城	常陽銀行 筑波銀行

## 東海

岐阜	大垣共立銀行 ※ 十六銀行 ※ 岐阜信用金庫 東濃信用金庫 大垣西濃信用金庫
----	--

埼玉	武蔵野銀行 飯能信用金庫 埼玉縣信用金庫 埼玉りそな銀行
----	---------------------------------------

千葉	千葉銀行 ※ 千葉興業銀行 京葉銀行
----	--------------------------

静岡	静岡銀行 スルガ銀行 ※ 清水銀行 静岡中央銀行 しずおか焼津信用金庫 ※ 静岡信用金庫 浜松磐田信用金庫 三島信用金庫 沼津信用金庫 富士信用金庫 島田掛川信用金庫 ※
----	---

東京	きらぼし銀行 ※ 東日本銀行 西武信用金庫 ※ 多摩信用金庫 足立成和信用金庫 東京信用金庫 第一勧業信用組合
----	---

神奈川	横浜銀行 神奈川銀行 かながわ信用金庫 ※ 川崎信用金庫 横浜信用金庫
-----	---

新潟	第四北越銀行 ※ 大光銀行 新潟信用金庫 三条信用金庫
----	--------------------------------------

山梨	山梨中央銀行 山梨信用金庫
----	------------------

長野	八十二銀行 ※ 長野銀行 長野県信用組合
----	----------------------------

## 九州・沖縄

福岡	福岡銀行 ※ 西日本シティ銀行 ※ 北九州銀行 ※ 福岡中央銀行
佐賀	佐賀銀行 佐賀共栄銀行
長崎	十八親和銀行 ※ 長崎銀行 ※ 西海みずき信用組合
熊本	肥後銀行 ※ 熊本銀行 ※
大分	大分銀行
宮崎	宮崎銀行 ※ 宮崎太陽銀行
鹿児島	鹿児島銀行 ※ 南日本銀行 鹿児島信用金庫
沖縄	琉球銀行 沖縄銀行

## 四国

徳島	阿波銀行 徳島大正銀行
香川	百十四銀行 香川銀行
愛媛	伊予銀行 愛媛銀行
高知	四国銀行 高知銀行

愛知	愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行 瀬戸信用金庫 豊川信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 豊田信用金庫
----	---

三重	三十三銀行 百五銀行 ※ 桑名三重信用金庫
----	-----------------------------

## 北海道

北海道	北海道銀行 北洋銀行 ※ 旭川信用金庫 帯広信用金庫
-----	-------------------------------------

## 東北

青森	青森銀行 ※ みちのく銀行
岩手	岩手銀行 ※ 東北銀行 北日本銀行
宮城	七十七銀行 ※ 仙台銀行 ※ 石巻商工信用組合
秋田	秋田銀行 北都銀行
山形	荘内銀行 山形銀行 ※ きらやか銀行
福島	東邦銀行 福島銀行 大東銀行 相双五城信用組合

※ 金融機関グループ内の子会社等による登録

# 金融庁と経済産業省が連携した経営人材のマッチング推進の取組

事業イメージ

令和6年度補正予算合計 **約20億円**を想定

経済産業省

金融庁

地域の  
中堅・  
中小企業



求人  
ニーズ

人材  
紹介

人材マッチングの  
仲介役



地銀等・  
提携先の人材紹介会社  
など



政府の関連施策  
との連携

検索  
(オンライン)

求人情報  
登録

地域経済  
活性化支援機構  
(REVIC)

人材リスト管理

人材リスト

**REVICareer**  
レビキャリ

人材情報  
登録

検索  
(オンライン)

大企業

地域企業で  
活躍したいと  
考える社員 等

地域企業による大企業人材の採用

採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円